

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和7年12月
水産庁

I 趣旨

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和7年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備等を行う。

II 主な改正内容

- 1 「複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式」の新設に関する所要の規定の整備
改正法で新設した、二以上の漁業の種類を対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約について、以下の規定を設ける。
- ① 共済契約を締結することができない事由について、過去5年間のうちに被共済資格者の営む全ての対象漁業に係る非操業年、異常操業年等でない年が同時に一定年間以上ないこと（ぶり飼付漁業を含む場合にあっては2年以上、それ以外の場合は3年以上）を定める。
 - ② 共済限度額（※1）の算定に用いる漁業共済組合（以下「組合」という。）が定める金額（以下「基準生産金額」という。）の算出に必要なとなる年は、5年間（当該期間のうちに非操業年、異常操業年等がある場合は、これらを除いた期間）とする。
 - ③ 基準生産金額は、以下のイ及びロを合計して算出することとする。
 - イ ②の期間の被共済資格者が営む全ての対象漁業（特定養殖業を除く。）の操業に係る年ごとの生産金額を合計したもののうち最高のもので及び最低のもので除いたもの（当該期間のうちに非操業年、異常操業年等があるときは、これらを除いた期間の当該漁業の操業に係る生産金額）を総和平均して算出したもの
 - ロ ②の期間に被共済資格者が営む対象漁業のうち特定養殖業ごとに、その操業に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のもので及び最低のもので除いたもの（当該期間のうちに非操業年、異常操業年等があるときは、これらの期間を除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出したもの
 - ④ 限度額率、純共済掛金率、共済金の算定に用いるてん補率並びに国が行う共済掛金の補助に関する補助限度率及び補助率については、以下のとおりとする（※2～4）。
 - イ 当該共済契約の対象とする漁業の種類のうち生産金額が最大となる漁業の種類が生産金額が当該共済契約の対象とする全ての漁業の種類を合算した額に2/3を乗じた額以上である場合には、当該共済契約の対象とする漁業の種類のうち生産金額が最大となる漁業の種類率とする。
 - ロ 当該共済契約の対象とする漁業の種類のうち生産金額が最大となる漁業の種類が生産金額が当該共済契約の対象とする全ての漁業の種類を合算した額に2/3を乗じた額未満である場合には、当該共済契約の対象とする漁業の種類のうち生産金額が最大となる漁業の種類率と当該漁業の種類次に生産金額の大きい漁業の種類率を総和平均して得た割合とする。

※1 共済限度額：共済事故の判定及びてん補の際の基準となる金額であり、共済金額の最高限度となるもの。基準生産金額に限度額率を乗じて算出する。

- ※2 限度額率：漁業経営における平均的な経費の額の生産金額に対する割合として漁業の種類ごとに90/100の範囲内で定められるもの
- ※3 純共済掛金率：共済金の支払に充当する掛金であり、危険の程度を区分する要因となる事項（漁業の種類、漁船の規模、てん補方式及び地域）に応じて、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲内で、組合が共済規程で定める割合
- ※4 てん補率：漁獲・特定養殖共済においては、共済事故となった場合における不要経費に相当する額を控除するための係数

2 「共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約」の新設に伴う規定の整備

改正法で新設した、漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類（漁業の種類）の漁業の操業に係る生産金額を同共済の対象となる漁業の種類（漁業の種類）の漁業の基準生産金額に加える特約の要件は、当該特約の対象とする漁業の種類（漁業の種類）の生産金額が対象漁業の生産金額に1/2を乗じて得た額を超えないものであることとする。

3 網いけす単位で共済金の支払を判断する特約の新設に伴う規定の整備

網いけす単位で共済金の支払を判断する特約について、以下の規定を設ける。

- ① 本特約を付している共済契約の主契約に基づき共済金を支払う場合のてん補率は、70/100とする。
- ② 本特約に係る共済目的の種類たる養殖水産動植物の種類は、養殖共済の対象となっている養殖水産動植物のうち、ひらめ及びうなぎを除く魚類養殖業に属するものとする。
- ③ 本特約に基づき共済金を支払う場合のてん補率は、70/100とする。
- ④ 本特約が満たすべき要件は、主契約により共済金を支払う場合に当該特約による共済金を支払うものでないこととする。

※ てん補率：養殖共済においては、被共済者による損害防止を促すため、損害のうち一定部分を被共済者の負担とするための係数（いわゆる自家保険割合）

4 その他

- (1) 組合が総会又は総代会を行った場合の議事録は、①開会の日時及び場所、②組合員の総数又は総代の定数及び出席者の員数、③議事の要領、④議決した事項、⑤賛否の数を記載したものでなければならないものとする。
- (2) 組合が基準生産金額を算出する際に用いる金額修正係数（※）について、当該係数による実質的な修正を行うものを農林水産大臣が別途指定して適用する形式に改める。
- (3) 従来、漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和39年農林省令第44号）において規定されていた基準生産金額の算出に用いる被共済資格者の生産金額を組合が認定する場合の基準等を新たに規則において規定することとし、これに伴い同省令を廃止する。
- (4) その他、漁獲共済と特定養殖共済の統合に必要な条項の移動や統廃合、漁業共済の対象とする漁業の種類による区分に係る規定の整理等の所要の規定の整備等を行う。

※ 金額修正係数：共済契約の対象漁業の目的とする水産動植物の価格の動向その他の事情を反映し実態に即した基準生産金額を算出するための係数であり、現在は全ての漁業の種類において100/100となっている。

Ⅲ 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日）